

CASE 事例紹介



**物忘れが
ひどくなってきた
C子さん**

郷里に住む母（C子さん）は、物忘れがだんだんひどくなり、今では重度の認知症です。ケアマネージャーやヘルパーさんが生活を支えてくれています。預貯金などの自分の財産の管理や、水道光熱費などの支払ができなくなりました。身内としては不安に思っているのですが、私は、遠く離れたところに住んでいるという事情もあります。誰かに母の財産の管理や福祉サービスの利用料、水道光熱費の支払を任せたいのですが、どうしたらよいかわからずとても悩んでいます。

成年後見の制度を使いました。

「ひまわり」の弁護士に相談して、家庭裁判所に後見開始の申立をしました。家庭裁判所は、信頼できる弁護士を、母の成年後見人として選びました。この成年後見人が母の預貯金などを管理して、福祉サービスの利用料、水道光熱費などの支払もしてくれています。福祉サービスも必要に応じて成年後見人が契約してくれて、利用できています。

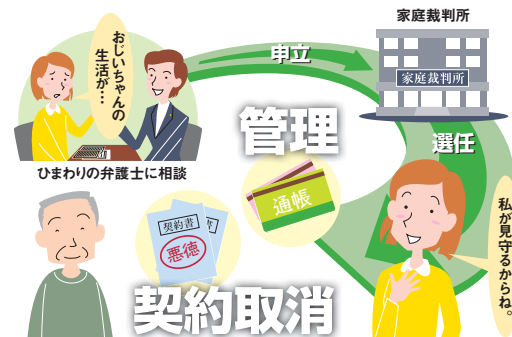


**不要な契約を
くり返す
D男さん**

おじいちゃん（D男さん）は、最近物忘れがひどくなってきています。おじいちゃんの家遊びに行くたびに、高い金額の請求書（マッサージ器具、パソコン、浄水器）や、リフォーム会社との契約書があります。私から見ると、必要ないものばかりです。おじいちゃんに尋ねても「よく覚えとらんじゃが…、請求されとるんじゃから払わなあかんあ。」と言って、支払をしています。このままではおじいちゃんの家がなくなってしまうのですが、どうしたらよいか悩んでいます。

保佐の制度を使いました。

「ひまわり」の弁護士に相談して、家庭裁判所に保佐開始の申立をしました。家庭裁判所は、私を保佐人を選びました。今後、おじいちゃんが必要もないのに業者と契約してしまった場合には、私が契約を取り消せるようになりました。また、おじいちゃん同意を得て預貯金の管理もしています。



**軽い知的障害
のある
E子さん**

妹（E子さん）は、軽い知的障害があります。今までは施設で暮らしていたのですが、これからは地域で暮らしていくことになりました。妹は、去年亡くなったお父さんの遺産相続で、定期預金と不動産をもらったのですが、妹にその管理を任せると、誰か悪い人に騙し取られたりしないか心配です。定期預金も不動産も、これから妹が地域で生きていくために必要な大切な財産ですので、安心して任せられる人に管理してもらいたのですが、どうしたらよいか悩んでいます。

補助の制度を使いました。

「ひまわり」の弁護士に相談して、家庭裁判所に補助開始の申立をしました。家庭裁判所は、信頼できる弁護士を、妹の補助人を選びました。また、家庭裁判所は、定期預金と不動産の管理について、妹の同意を得て補助人に代理権を与えました。現在はその補助人が定期預金と不動産を管理してくれています。



3つの制度の使い分けについては、次のページをご覧ください。

PICK UP

紹介

『成年後見』『保佐』『補助』の三つのタイプがあります。



「成年後見」 判断力がほとんど(全く)ない人

お金の管理や支払が自分でできず、誰かに代わってやってもらう必要がある人が利用します。

P19へ

例えば... 重度の認知症・重度の知的障害・重度の精神障害・交通事故による植物状態など



「保佐」 判断力が著しく不十分な人

日常の買い物程度は一人で行えるが、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）**キーワード(P20)** は一人ではできない人が利用します。

P20へ

例えば... 中度の認知症・中度の知的障害・中度の精神障害など



「補助」 判断力が不十分な人

重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）**キーワード(P20)** について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか不安がある人が利用します。

P21へ

例えば... 軽度の認知症・軽度の知的障害・軽度の精神障害など

ATTENTION

ご注意



■ 医師の診断

ご本人がどのタイプにあたるのかわからない場合は、精神科医など医師の診察を受けることをおすすめします。



制度的な制限もあるんだな。

■ 社会活動について

『成年後見』や『保佐』が開始された場合、公務員や会社の取締役になれなくなったり、職種によっては資格が失われたりします。

【成年後見とは何ですか?】

ご本人に判断力がほとんど(全く)ない場合、家庭裁判所が成年後見人を選んでくれます。成年後見人は、ご本人のために、預貯金などの財産を管理したり、介護、医療などの契約をします。



CHECK POINT
ココがポイント!!

Point 1 成年後見人は、預貯金の管理や、契約ができます。

成年後見人は、預貯金の管理や、ホームヘルパーの利用に関する契約など、ほぼ全ての行為を、ご本人に代わって行うことができます。

Point 2 成年後見人は、ご本人がした行為を取り消すことができます。

例えば、ご本人が、理由もないのに近所の人にたくさんのお金を贈与してしまった場合、成年後見人は、この贈与を取り消して、そのお金を返してもらうことができます。

※ただし、日用品の購入などの日常生活に関する行為は取り消すことができませんので、ご注意ください。

Point 3 成年後見の制度を利用するには、家庭裁判所の審判が必要です。

成年後見の制度を利用するには、家庭裁判所に申立てして、後見開始の審判を受ける必要があります。

Point 4 成年後見人は家庭裁判所が選びます。

成年後見人は後見開始の申立をする人が自由に選べるのではなく、家庭裁判所が選びます。もっとも、申立の時に、成年後見人にふさわしい人がいる場合には、その人を成年後見人の候補者として家庭裁判所に推薦することができます。

Point 5 家庭裁判所が成年後見人の事務をチェックします。

成年後見人がご本人のためになるように行動しているか、家庭裁判所がきちんとチェックしてくれます。

成年後見・財産管理 後見人等はご本人の自宅を勝手に売れません!

成年後見人・保佐人・補助人がご本人のご自宅を売却したり、賃貸したり、ご自宅の賃貸借契約を解除したり、ご自宅を担保として提供したりするには、家庭裁判所の許可が必要です。

このように、ご本人の生活の拠点を守るため、ご自宅の売却などについては家庭裁判所がきちんとチェックすることになっています。

成年後見人・保佐人・補助人
だからといって
勝手なことではできません!

ご本人のご自宅を
●売却
●賃貸
●賃貸借契約を解除
●担保として提供

家庭裁判所の許可が必要

【保佐とは何ですか?】

ご本人の判断力が著しく不十分な状態にある場合には、家庭裁判所が保佐人を選んでくれます。保佐人は、ご本人が保佐人の同意を得ずに行った重要な財産行為を取り消したり、特定のことがらについて、ご本人に代わって契約をしたりします。



CHECK POINT
ココがポイント!!

Point 1 家庭裁判所の審判で代理権が与えられれば、保佐人は、預貯金の管理や契約などをすることができます。

保佐人は、家庭裁判所により代理権を与えられれば、預貯金の管理や契約などの財産行為について、ご本人に代わって行うことができます。

※ただし、家庭裁判所により代理権を与えられるためには、ご本人の同意が必要です。

Point 2 ご本人が重要な財産行為(キーワード(P20))をした場合、保佐人はその行為を取り消すことができます。

例えば、ご本人が、保佐人の同意を得ずに、必要もないのにリフォーム会社と契約し、お金を支払ってしまった場合、保佐人は、この契約を取り消して、リフォーム会社からお金を返してもらうことができます。

※ただし、日用品の購入などの日常生活に関する行為は取り消すことができませんので、ご注意ください。

キーワード 重要な財産行為とは何ですか?

民法 13 条 1 項に定められている次の行為のことでです。

- 元本を受領し、又はこれを利用すること(例:預金の払い戻し)
- 借入れ又は保証をすること
- 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること(例:不動産売買や高額な契約)
- 訴訟行為をすること
- 贈与、和解又は仲裁合意をすること
- 相続の承認もしくは放棄又は遺産分割をすること
- 贈与の申し込みを断り、遺贈を放棄し、負担付き贈与の申し込みを承諾し、又は負担付き遺贈を承認すること
- 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- 長期にわたる賃貸借をすること

【補助とは何ですか?】

ご本人の判断力が不十分な状態にある場合には、家庭裁判所が補助人を選んでくれます。補助人は、ご本人が補助人の同意を得ずに行った特定の行為を取り消したり、特定のことがらについて、ご本人に代わって契約をしたりします。



CHECK POINT
ココがポイント!!

Point 1 家庭裁判所の審判で代理権が与えられれば、補助人は、預貯金の管理や契約などをすることができます。

補助人は、家庭裁判所により代理権を与えられれば、預貯金の管理や契約などの必要な財産行為について、ご本人に代わって行うことができます。

※ただし、家庭裁判所により代理権を与えられるためには、ご本人の同意が必要です。

Point 2 ご本人が特定の行為をした場合、補助人はその行為を取り消すことができます。

補助の場合、ご本人に一定程度の判断力がありますので、基本的にはご本人が自由に行動できます。しかし、「これをご本人が自由にしてしまったら大変なことになる」ということから(不動産の売り買い、多額の贈与、多額の買い物などの重要な財産行為(キーワード(P20)))については、家庭裁判所に申立をして、補助人にそのことがらについての取消権を与えてもらうことができます。

そして取消権の与えられたことがらについて、ご本人が補助人の同意を得ずに行為をしたときは、補助人はこれを取り消すことができます。

※ただし、家庭裁判所により取消権を与えられるためには、ご本人の同意が必要です。

Point 3 補助の制度を利用するには、家庭裁判所の審判が必要です。

補助の制度を利用するには、家庭裁判所に申立をして、補助開始の審判を受ける必要があります。

※ただし、補助開始の審判を受けるには、ご本人の同意が必要です。

Point 4 補助人は裁判所が選びます。

補助人は、補助開始の申立をする人が自由には選べるのではなく、家庭裁判所が選びます。ただし、申立のときに、補助人にふさわしい人がいる場合には、その人を補助人の候補者として家庭裁判所に推薦することができます。

Point 5 家庭裁判所が補助人の事務をチェックします。

補助人がご本人のためになるように行動しているか、家庭裁判所がきちんとチェックしてくれます。



手続は

1 法律相談

まずは『ひまわり』に電話でご予約下さい(相談は予約制です)。

【受付電話】06-6364-1251 【受付時間】平日 午前10時～午後4時

最初のご相談は、大阪弁護士会館に来館いただくことになります。大阪弁護士会館への来館が難しい方には出張相談ができる場合もありますので、お問い合わせ下さい。

2 弁護士のご紹介

- ご相談の結果、弁護士と後見などの申立についての委任契約を結ぶことを希望される場合は、相談した弁護士に頼んでみて下さい。『ひまわり』が他の弁護士をご紹介することもできます。
※『ひまわり』の弁護士に頼んだ場合、弁護士費用は大阪弁護士会の報酬基準によることになりますので安心です。
- 相談した弁護士に成年後見人等の候補者になってもらいたいときは、その弁護士に相談してみてください。

3 委任契約

弁護士と成年後見などの申立についての委任契約を結んで下さい。ここで、弁護士費用についても取り決めます。

4 申立から成年後見等の開始まで

成年後見人・保佐人・補助人の事務の開始までには以下のような手順が必要になります。また、家庭裁判所への申立について、申立書の他に別途必要な書類があります。

1 家庭裁判所への申立

ご本人、配偶者、4親等内の親族などが申立できます。

2 家庭裁判所の調査

家庭裁判所が、申立人、成年後見人などの候補者、ご本人などから事情を聴き取ります。

3 医師による鑑定

ご本人の主治医などがご本人の判断力を鑑定します。

4 家庭裁判所の審判

裁判所が、調査や鑑定の結果を踏まえて、後見・保佐・補助開始の審判をし、適切な人を成年後見人などに選びます。

審判書受領後 2 週間

5 審判の確定

審判が確定すると法務局の後見登記等ファイルに登録されますが、登記事項証明書は、ご本人などの限られた人しか取り寄せることができません(ご本人の戸籍に、成年後見・保佐・補助が開始したことが掲載されることはありません)。

成年後見人・保佐人・補助人の事務の開始



費用は

- 弁護士費用
- 後見・保佐・補助開始の申立費用が必要です。

1 申立時

→ 申立費用

- 申立手数料…8200円～9800円
収入印紙代 800円～2400円、郵便切手代 3400円程度、収入印紙代 2600円(成年後見等の登記用)

- 鑑定費用…5～10万円程度(鑑定が不要な場合もあります)

※下記の法テラス資力基準に該当し、法テラスの代理援助により弁護士費用を立て替えてもらう方は、鑑定費用についても法テラスを立て替えてもらうことができます。

→ 弁護士費用…20万円以下

※ただし、難しいケースについては弁護士費用が高くなる場合があります。

※弁護士費用については別途消費税が必要になります。

※下記の法テラス資力基準に該当する方は、法テラスの代理援助により弁護士費用を立て替えてもらうことができます。

《法テラスの資力基準》月収(手取り、賞与含む)の目安は次のとおりです(大阪市在住の方の例)。他に資産等の基準もあります。

単身者	200,200円以下	2人家族	276,100円以下	3人家族	299,200円以下	4人家族	328,900円以下
-----	------------	------	------------	------	------------	------	------------

2 後見・保佐・補助が始まってから

→ 成年後見人・保佐人・補助人への報酬

家庭裁判所が、ご本人の生活・財産の状況や成年後見人等の事務の内容などを考慮して、ご本人にとって無理のない額を決定し、ご本人の財産から支払われることとなります。

※市町村長による申立等の場合には、ご本人に資力がなくても公費から成年後見人等の報酬が出されることもあります。

成年後見・財産管理
要点解説

ご本人の周りに怪しい人がいる場合も安心です!

ご本人がせっかく弁護士と財産管理契約(任意代理契約)(→2ページ)や任意後見契約(→8ページ)を結んでも、その後ご本人が周りの人にそそのかされて契約を解約してしまうと、それ以降は、弁護士は財産の管理などを行うことができなくなってしまいます。この点、成年後見人・保佐人・補助人は家

庭裁判所によって選ばれますので、その権限がゆるがず、解約される心配はありません。



こんなにあります! 申立書類!

成年後見などは、ご本人や親族で申立することが可能です。ただし、右にあげているような様々な資料を準備したり、申立書に適切な記載をする必要があります。

そこで

法の専門家である「ひまわり」所属の弁護士は、迅速で丁寧な対応と確かな事務処理をします。

- 1 ご本人の戸籍謄本・住民票・登記されていないことの証明書
- 2 申立人の戸籍謄本
- 3 後見人等候補者の戸籍謄本・住民票
- 4 ご本人の健康状態が分かる資料
- 5 ご本人が所有している財産についての資料
- 6 ご本人の負債についての資料
- 7 ご本人の収入・支出についての資料

Information

**大阪弁護士会「ひまわり」が
成年後見人などになる弁護士を推薦します!**

※平成22年度 弁護士推薦件数=約260件

✔こんな時には「弁護士希望」

ご本人の財産関係が複雑なとき、ご本人が消費者被害にあっているなどの法律問題があるとき、ご本人が虐待にあっているときなど、成年後見人・保佐人・補助人には弁護士になった方がよい場合があります。そのような場合には、後見・保佐・補助開始の申立の時に、申立書の成年後見人・保佐人・補助人の候補者欄に「弁護士希望」と記載して下さい。

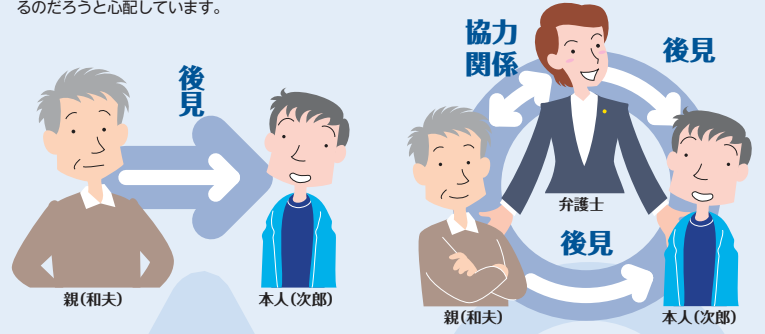
✔多数の推薦実績があります

そのような場合、大阪家庭裁判所は、成年後見人などに弁護士がふさわしいと考えれば、大阪弁護士会に弁護士の推薦を依頼します。依頼を受けた大阪弁護士会がそのケースに応じて適切な弁護士を大阪家庭裁判所に推薦しており、その弁護士が大阪家庭裁判所より成年後見人・保佐人・補助人に選ばれています。

知って得
法定後見制度編

障害のあるお子様の
ためにも利用できる
制度です!

和 夫さんと花子さんの間には、知的障害のある次郎さんという子どもがいます。これまで、和夫さんと花子さんが次郎さんの身の回りやお金のことについて、世話をしてきましたが、二人も高齢になってきて、自分たちが亡くなった後、次郎さんの身の回りやお金のことについて、誰がみてくれるのだろうか心配しています。



方策1

両親のどちらかが
成年後見人
(または保佐人・補助人)となる。

成年後見人などとなった親が亡くなる、または何らかの事由により、成年後見人などを辞任すると、家庭裁判所が後任の成年後見人などを選ぶことになります。

方策2

両親のどちらかと弁護士など
第三者がともに成年後見人
(または保佐人・補助人)になる。

両親が元気な間は、そのどちらかと弁護士などの第三者の双方が協力して成年後見人などとして事務をし、両親が亡くなった後は、その第三者が成年後見人などの事務を続けることになります。

不安

後任の方が、息子の生活環境や
性格・特長をどこまで理解して
くれるのだろうか…

安心

私達がめんどうを見れなくなっても
大丈夫! ずっと、一緒にやってきた
あの人になら任せられる!

**方策としては
2つありますが…**

『方策2』であれば、第三者(弁護士など)と両親が協力して事務をすることで、その第三者に次郎さんの生活環境や性格・特長などをよく理解してもらうことができます。長い目で見て、安心できる方法ではないでしょうか。